

# 特別養護老人ホーム 真野しょうぶ苑（ユニット型個室） 利用料金表

令和6年8月現在

## ひと月（30日計算）の利用料金《介護サービス費+食費、居住費》

要介護	負担段階	介護サービス費	食費	居住費	おやつ・ドリンク代	日額	合計（30日計算）		
							1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	第1段階	904	300	880	130	2,214	66,420		
	第2段階	904	390	880	130	2,304	69,120		
	第3段階(1)	904	650	1,370	130	3,054	91,620		
	第3段階(2)	904	1,360	1,370	130	3,764	112,920		
	第4段階	904	1,800	3,330	130	6,164	184,920	208,140	235,260
要介護2	第1段階	988	300	880	130	2,298	68,940		
	第2段階	988	390	880	130	2,388	71,640		
	第3段階(1)	988	650	1,370	130	3,138	94,140		
	第3段階(2)	988	1,360	1,370	130	3,848	115,440		
	第4段階	988	1,800	3,330	130	6,248	187,440	213,150	242,790
要介護3	第1段階	1,077	300	880	130	2,387	71,610		
	第2段階	1,077	390	880	130	2,477	74,310		
	第3段階(1)	1,077	650	1,370	130	3,227	96,810		
	第3段階(2)	1,026	1,360	1,370	130	3,886	116,580		
	第4段階	1,077	1,800	3,330	130	6,337	190,110	218,490	250,770
要介護4	第1段階	1,161	300	880	130	2,471	74,130		
	第2段階	1,161	390	880	130	2,561	76,830		
	第3段階(1)	1,161	650	1,370	130	3,311	99,330		
	第3段階(2)	1,161	1,360	1,370	130	4,021	120,630		
	第4段階	1,161	1,800	3,330	130	6,421	192,630	223,560	258,390
要介護5	第1段階	1,244	300	880	130	2,554	76,620		
	第2段階	1,244	390	880	130	2,644	79,320		
	第3段階(1)	1,244	650	1,370	130	3,394	101,820		
	第3段階(2)	1,244	1,360	1,370	130	4,104	123,120		
	第4段階	1,244	1,800	3,330	130	6,504	195,120	228,510	265,830

### その他の費用

医療費（受診代・内服代金他）	実費	レクリエーション、クラブ活動費	実費
理美容料金	1,800円	電化製品持ち込み使用料	1,000円/月～3,000円/月

※介護保険負担限度額の認定を受けるには保険者に申請していただく必要があります。

※介護サービス費は、ユニット型介護サービス費（I）に共通加算を加え、地域加算（1単位10.45円）を乗じて算出した1割負担の日額費用になります。

※記載の費用については1円未満の端数計算により誤差が生じます。

※入居者の状態及び職員の配置状況により、加算の対象及び費用の負担が変わる場合があります。

※おむつ代洗濯代は介護サービス費に含まれます。

※上記の合計に加えその他の費用が別途掛かります。



特別養護老人ホーム

真野しょうぶ苑

TEL077-573-1155

介護サービス費

・ユニット型サービス費（I）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
670単位	740単位	815単位	886単位	955単位

（1日当たり）

・各種加算など（網目は共通加算、その他は個別加算）

加算項目	単位	算定要件
看護体制加算（I）□	4単位/日	1名以上の常勤看護師を配置した場合
日常生活継続支援加算（II）	46単位/日	新規入居者の内、要介護状態区分が4又は5の割合、もしくは認知症日常生活自立度ランクⅢ以上の割合が一定数を占め、常勤換算方法で介護福祉士の配置数の要件を満たすこと
サービス提供体制強化加算（III）	6単位/日	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が一定以上を満たした場合
夜勤職員配置加算（II）□	18単位/日	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たした場合
療養食加算	6単位/回	医師の指示による療養食を提供した場合
個別機能訓練加算（I）	12単位/日	機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画書に基づいて機能訓練を実施した場合
（II）	20単位/月	加算（I）の要件に加え、計画内容を厚生労働省に提出し、管理の実施に当たって必要な情報を活用している場合
個別機能訓練加算（III）	20単位/月	口腔衛生管理加算（II）及び栄養マネジメント強化加算を算定している場合であって、リハビリテーション実施計画等の内容について、リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有し、必要に応じてLIFEに提出した情報を活用していること。共有した情報を踏まえ、リハビリテーション計画または個別機能訓練計画について必要な見直しを行い、見直しの内容について関係職種に対し共有している場合
褥瘡マネジメント加算（I）	3単位/月	褥瘡発生のリスクについて入居時に評価すると共に、少なくとも3月に1度の評価を行い、結果を厚生労働省に提出する。又、褥瘡発生リスクがあるとされた入居者への計画書の作成と3月に1度の見直しを行っている場合
褥瘡マネジメント加算（II）	13単位/月	褥瘡マネジメント加算（I）の要件に加え、褥瘡発生リスクがあるとされた入居者について、褥瘡の発生がない場合
経口維持支援加算（I）	400単位/月	食事の観察及び会議等を行い、経口維持計画を作成し、特別な管理を実施した場合
（II）	100単位/月	協力歯科医療機関を定めて、医師・歯科医師のいずれか1名が食事の観察、会議等に参加した場合
再入居時栄養連携加算	400単位/回	医療機関に入院し、大きく異なる栄養管理が必要となり、医療機関の管理栄養士と連携して退院時に栄養ケア計画を作成した場合
排せつ支援加算（I）	10単位/月	排せつに介護を要する入居者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて医師が判断し、排泄に介護を要する原因究明と支援計画に基づいた支援の継続実施を行い、少なくとも3月に1回の見直し、評価を行った場合
排せつ支援加算（II）	15単位/月	排泄支援加算（I）の要件を満たし、排尿・排便の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合
排せつ支援加算（III）	20単位/月	排泄支援加算（I）の要件を満たし、排尿・排便の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がなく、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合
口腔衛生管理加算（I）	90単位/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が月に2回以上口腔衛生の管理を行い、介護職員に対して技術的助言及び指導を年に2回以上を行った場合加算（I）の要件に加え、計画内容を厚生労働省に提出し、管理の実施に当たって必要な情報を活用している場合。
（II）	110単位/月	
看取り介護加算		施設での看取りを希望され、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」などの内容に沿った看取り介護を実施した場合
死亡日以前31日以上45日以内	72単位/日	
死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日	
死亡日の前日及び前々日	680単位/日	
死亡日	1,280単位/日	
自立支援促進加算	300単位/月	入居時に医師が自立支援のために必要な医学的評価を行い、少なくとも3月に1回の見直しと自立支援にかかる支援計画とケアの実施を行い、評価結果を厚生労働省に提出し、また必要な情報を活用している場合
科学的介護推進体制加算（II）	50単位/月	入居者ごとの身体機能、栄養状態、口腔機能、認知症の状況情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービスを適切かつ有効に提供するための必要な情報を活用している場合
安全対策体制加算	20単位/入居時	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
初期加算	30単位/日	入居日から30日以内の期間又は入居後30日以上入院し退院した場合
退居前訪問相談援助加算	460単位/回	退居して自宅等に戻られる際、相談援助を実施した場合
退居前連携加算	500単位/回	退居に際して、居宅介護支援事業所と連携して、居宅サービスに関する調整を実施した場合
退居時情報提供加算	250単位/回	医療機関へ退居する入居者について、退居後の医療機関に対して入居者を紹介する際、入居者等の同意を得て、当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合
外泊時費用	246単位/日	1月につき、外泊（又は入院）した日の翌日から起算して6日（月をまたがる場合は最大で連続12日）を限度として算定
協力医療機関連携加算（I）	100単位/月	協力医療機関を定め、入居者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること、施設より診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること、入居者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入居者等の入院を原則として受け入れる体制を確保し、協力医療機関と入居者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的開催する場合
生産性向上推進体制加算（I）	100単位/月	生産性向上推進体制加算（II）の要件を満たし、（II）のデータにより業務改善の取組による成果が確認され、見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること、職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提出を行う場合
生産性向上推進体制加算（II）	10単位/月	入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に進めていること、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提出を行う場合
介護職員等処遇改善加算（I）	所定単位数に対して14/100を乗じた単位数	介護職員の賃金改善に関する計画を策定し、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たしている場合に算定されます。